

## 第23回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年5月31日(火)午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 14人

会長	8番	福村	正見		
会長職務代理	5番	中井	悟		
委員	1番	椿	新二	2番	山田 清隆
	3番	向山	博	6番	安田 伸二
	7番	親谷	隆	9番	高山 重人
	10番	西元	道啓	11番	柳谷 要
	12番	近藤	一祝	13番	天水さとい
	14番	小川	秋人	15番	岩間 勇市

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸報告について
第4	議案第1号 現況証明願いについて
第5	議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第10	報告第2号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について
第11	報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく登記の囑託について
第12	報告第4号 北海道四区選出国會議員要請活動について
第13	報告第5号 北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄  
農地係長 上仙 知巳

## 7 会議の概要

事務局  
(伊藤局長)

ただ今から第23回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。  
最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。

福村会長

皆さん大変お忙しい中、今日のご苦勞様でございます。今日はあいにくの雨でございますけれども、今までずっと天気続きで田植えのほうも、たぶんかなり進んだのかなと終盤を迎えている状況かなと思っております。田植えと言いますと、町の育苗施設の関係ですけれども、ご心配をお掛け致しましたけれども、皆様のご協力等々によりまして、まだ詳しい事は聞いておりませんが、最終的には何とか、町でもそれぞれ育苗をして、もし苗が足りなかった場合ということの対応をしたとこのことでございます。色々と心配されましたけれども、職員の方は安堵しているところだと思っております。後はですね、出来秋に向けて皆さんの技術と天候によって、何とか良い出来秋を迎えられれば良いなと思っております。まだまだ農作業は続きますので、農作業事故には十分気を付けられまして、作業していただきたいという風に思っています。では、早速でございますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

事務局  
(伊藤局長)

ただいまの出席委員は、14名です。  
定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
議事の進行を福村会長にお願いいたします。

福村会長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、6番 安田委員と7番 親谷委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第22回の総会以降の諸般について、報告いたします。

- ・平成28年度蘭越ふるさと振興会総会
- ・平成28年度さけ・ます放流式
- ・北海道4区選出国會議員要請活動
- ・北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会
- ・再生可能エネルギー推進協議会

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについて、NO1からNO6について、順次、調査員からご報告お願いいたします。

9番  
(高山委員)

1番の件ですけれども、2筆ありまして、字〇〇〇番〇〇と字〇〇〇番〇〇、字〇〇〇の方は、〇〇のすぐ前のところです。字〇〇〇番〇〇というのは、〇〇さんの住宅の近くであります。どちらも木もかなり太くなりまして、そして笹もおがっております、実際の公募地目の畑とは言えないと思います。現況は農地・採草放牧地以外ということです。調査員は向山委員、親谷委員と私と行ってまいりました。よろしくお願いいたします。

15番  
(岩間委員)

番号2番ですけれども、字〇〇〇番〇〇と字〇〇〇番〇〇、公募地目は原野、本人立会いのうえで現地を確認してきました。平成26年から畑として利用していることで、現況は農地となっておりますので、間違いなくご報告いたします。場所につきましては、〇〇〇さんの家から少し〇〇よりの〇〇〇さんの土地の一角にあります土地ですので、よろしくお願いいたします。

1番  
(椿委員)

番号3番ですが、5月24日に私と向山委員と天水委員と現地調査に行っていました。場所は字〇〇〇番〇〇の奥の、〇〇〇さんの奥の方ですけれども、字〇〇〇番〇〇、畑になっておりますけれども、大木が生えてしばらく畑として使っていない状況です。字〇〇〇番〇〇と字〇〇〇番〇〇については、地目が田になっておりますけれども、ヨシとか柳が生えておりまして、現況

を復活することができない状態になっております。報告を終わります。

5番  
(中井委員)

番号4ですけれども、まず字〇〇〇番〇〇ですけれども、場所は〇〇〇さんのお宅から道路を挟んで、山側に行きますとハウスでトマトを作っておりますけど、その手前でございます。それと字〇〇〇番〇〇でございますけれども、場所は〇〇〇さんの所有の農地の中に入ってございまして、〇〇から〇〇に向かって行きますと〇〇を越えて直線がありますから、その中ほどの左側にあたります。内容につきましては、書面のとおり間違いございませんのでよろしくお願いたします。

15番  
(岩間委員)

番号5番ですけれども、字〇〇〇番〇〇、字〇〇〇番〇〇、字〇〇〇番〇〇につきましては、字〇〇〇番地〇〇の〇〇〇さんの農地の中にある〇〇の土地であります。場所は〇〇〇さんのトマトハウスがありますが、その向い側に沢がありまして、その沢を超えたところに〇〇〇さんの農地がありましてその中にある土地です。

字〇〇〇番〇〇は〇〇さんの自作地になります。〇〇〇さんの納屋のちょうど下のほうに〇〇〇さんの田んぼがありますが、その中にある土地ですので、現況は公募のとおりですのでよろしくお願いたします。

6番  
(安田委員)

番号6番ですが、先週私と西元委員、岩間委員と3人で確認してまいりました。場所は、〇〇〇さんの家の脇になっております。間違いなく農地であることを確認してきました。よろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。議案第1号については調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO5について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成28年5月31日提出、蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間について字〇〇〇番〇〇が平成17年12月7日から平成27年12月6日までで強化法によるもの、字〇〇〇番〇〇が平成22年2月26日から平成32年3月31日までで農地法によるもの、字〇〇〇番〇〇外〇筆が平成25年5月2日から平成35年5月1日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年5月9日、土地引渡の日は、平成28年6月5日です。

解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年9月6日から平成27年9月5日までで、強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年5月11日、土地の引渡の日は、平成28年6月5日です。

解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成18年2月8日から平成28年2月7日までで、強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年5月13日、土地の引渡の日は、平成28年6月5日です。

解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

その4、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年12月6日から平成27年12月5日までで、強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年5月16日、土地の引渡の日は、平成28年6月5日です。

解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

その5、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成27年5月8日から平成27年12月31日までで、強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年5月23日、土地の引渡の日は、平成28年11月末日です。

解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

議長

それでは、NO1からNO5について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

3番  
(向山委員)

番号1番、〇〇〇さん〇〇〇さんの件でご説明申し上げます。内容はただいま事務局の説明のとおりです。場所は三か所ありまして、上から字〇〇〇番〇〇、字〇〇〇番〇〇、これは〇〇を過ぎまして、〇〇〇さんのところから〇〇を右折しまして、〇〇〇さんの住宅の前を通る道路にぶつかったところの両サイドでございます。それからもう一か所は、〇〇〇さんの自宅の周りでございます。地番は字〇〇〇番〇〇、字〇〇〇番〇〇、字〇〇〇番〇〇、字〇〇〇番〇〇です。残りの三番目、これは〇〇〇さんの住宅の〇〇側一角でございます。よろしく願いいたします。

15番  
(岩間委員)

番号2番ですけれども、内容は事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇〇さんの家の周りの一角と道路向かいの一角の2筆です。よろしく願いいたします。

10番  
(西元委員)

3番ですけれども、事務局の説明のとおり、契約内容を変更するための解約でございます。場所については、〇〇の〇〇にある〇〇〇さんの住宅の裏に位置する土地でございます。よろしく願いいたします。

14番  
(小川委員)

番号4番です、内容は事務局の説明のとおりです。字〇〇〇番〇〇と字〇〇〇番〇〇は、〇〇〇さんの住宅の裏、〇〇に向かってあります。字〇〇〇番〇〇に関しましては、〇〇を挟んで〇〇のところまでの細長い土地になります。以上よろしく願いいたします。

12番  
(近藤委員)

5番の件ですけれども、譲渡するための解約ということで、この後強化法でも出てきます。場所につきましては、〇〇から〇〇メートルほど入った〇〇側のほうです。また後でよろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。本案のNO1からNO5について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO1からNO5については、原案のとおり受理することといたします。

次にNO6について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇〇の退席を求めます。

暫時休憩します。

再開します。

事務局  
(上仙係長)

その6、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成17年7月8日から平成27年7月7日までで、強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年5月23日、土地の引渡の日は、平成28年6月5日です。

解約の理由は、契約を更新するため、解約するものです。

議長

NO6について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

6番  
(安田委員)

番号6番ですが、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、字〇〇〇の〇〇〇さんの住宅の横の道路を山の方に上っていきまして、〇〇を右に曲がってすぐ〇〇のところになります。後の案件にも出てきますので、よろしく願いいたします。

議 長                   これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員                   ありません。

議 長                   質疑なしと認めます。本案のNO6について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員                   異議なし。

議 長                   NO6については、原案のとおり受理することといたします。  
暫時休憩します。  
再開します。

日程第6 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1からNO5について、一括、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)               議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成28年5月31日提出。  
蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、新規就農者に農地を貸し付けるものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。期間は、農地法第3条許可の日から平成38年11月30日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第1号全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営地は全て耕作される予定であり、研修用として耕作していた農地を借りるものであり、今後も全て効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号から第7号については記載のとおりです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇



○番地○○、○○○さん、土地は字○○○番○○外○筆、田で○○○㎡、畑で○○○㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、独立して農業経営をするため、農地の貸し付けをするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で○○○円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格○○○円、畑で○○○円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。期間は、農地法第3条許可の日から平成38年11月30日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第2項第1号全部効率利用要件としては、親から独立して農業経営を開始するものであり、全て効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号から第7号については記載のとおりです。

その1とその2の○○○さんと○○○さんは、新規就農者になりますが、2月に開催された第20回総会で審議いただいた計画のとおり、町から認定されている「認定就農者」です。

その3、譲渡人は字○○○番地○○、○○○さん、譲受人は字○○○番地○○、○○○さん、土地は字○○○番○○、田で○○○㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある○○を売り渡すものです。成立する法律関係は売買、価格は○○○円、10a当たりの価格は、○○○円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第2項第1号全部効率利用要件としては、○○○さんの経営地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後も全て効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号から第7号については記載のとおりです。

その4、貸主は字○○○番地○○、○○○さん、借主は字○○○番地○○、○○○さん、土地は字○○○番○○、田で○○○㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、返還された土地を耕作できないので、貸し付けをするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は○○○円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格○○○円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。期間は、農地法第3条許可の日から平成33年11月30日までの5年間です。

その5、貸主は字○○○番地○○、○○○さん外○名、借主は字○○○番地○○、○○○さん、土地は字○○○番○○外○筆、田で○○○㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、

返還された土地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。期間は、農地法第3条許可の日から平成33年11月30日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

その4・その5の〇〇〇さんの要件ですが、最初に〇〇〇さんについて説明いたします。平成〇〇年〇〇月〇〇日に設立しました農地所有適格法人でありまして、代表取締役は〇〇〇さんで、構成員〇名からなる1戸1法人です。この法人が認定農業者の認定を受けたのち、現在、〇〇〇さんが経営している農地等について、法人に権利を移転する予定であり、第2項第1号全部効率利用要件として、新たに設立した法人であるが、所有する農機具や労働力等から、今後も全て効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号から第7号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその5については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO5について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

3番  
(向山委員)

番号1番ですけれども、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所は〇〇から〇〇に向かいまして、200メートル行きまして、右側にある畑でございます。よろしくお願いいたします。

5番  
(中井委員)

2番の件ですけれども、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇〇さんの住宅の裏側にある土地にあたります。〇〇〇も後継者として頑張っておりますので、一つよろしくお願いいたします。

12番  
(近藤委員)

3番の件ですけれども、売買ですけれども〇〇でありまして、圃場整備に関わるための売買ということで、場所については、先ほど言いました〇〇の〇〇になります。

10番  
(西元委員)

4番と5番についてご説明申し上げます。契約内容に関しましては、事務局の説明のとおりでございます。場所に関しましては、4番、5番ともに隣接しておりますので、ご説明申し上げます。

〇〇にあります、山の方にある〇〇の〇〇の下にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

議 長                   これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番  
(岩間委員)           4番、5番について確認ですけれども、4番の面積は1反9畝、10a当り〇〇〇円になっていまして、総額が〇〇〇円。5番の面積は9反7畝で賃貸借で総額〇〇〇円になっていましてけれども、計算が合わないような気がしますけれども。

伊藤局長               ただいま、確認いたします。

議 長                   暫時休憩します。  
再開します。

伊藤局長               申し訳ございません。岩間委員からご指摘いただいた、4番と5番の価格ですけれども、議案のミスでございまして4番が総額で〇〇〇円、5番が〇〇〇円となりますので、議案の訂正をお願いいたします。

議 長                   その他質疑ありませんか。

全委員                   ありません。

議 長                   本案のNO1からNO5について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員                   異議なし。

議 長                   NO1からNO5については、原案のとおり許可することといたします。

                          日程第7、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1について、上程します。  
事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について議決を求める。平成28年5月31日提出。蘭越町農業委員長名。

譲渡人は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん外〇名、譲受人は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。農地の区分は、農用地区域外の〇〇農地です。権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円、坪単価は〇〇〇円です。申請の理由は一般住宅、車庫建築及び駐車場敷地に供するためです。別紙、調査書をご覧ください

〇〇農地に判断した理由として2点ありまして、おおむね〇〇以内に2以上の〇〇があることと、〇〇以内に〇〇があることです。〇〇〇さんは現在、〇〇に住んでおりますが、〇〇で団地も手狭になったことから、〇〇にあります、〇〇〇さんの所有地(共有者あり)を選定したもので、転用するのはやむを得ないと判断いたしました。一般基準については記載のとおりでございます。

なお、一般社団法人北海道農業会議への意見聴取につきましては、3月8日の申し合わせにより、〇〇農地に係る案件は意見聴取しなくて良い案件であることから、意見聴取しないこととしたいと事務局では考えます。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

2番  
(山田委員)

内容は事務局の説明のとおりです。場所については、〇〇の〇〇にあたります。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり決定し、許可することといたし

ます。

日程第8、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成28年5月31日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成28年12月1日、対価の支払期限は平成28年11月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を売却するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、借入れしていた農地の取得であり、全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

12番  
(近藤委員)

NO1について、先程でできましたが、譲渡ということで売買。〇〇の裏手の〇〇になります。〇〇〇さんが体調悪くて農家ができなくなったということで、売買ということになります。よろしくをお願いします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。本案のNO1については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議 長	NO1について、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。
	次にNO2について、上程します。 農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇〇の退席を求めます。 暫時休憩します。 再開します。
事務局 (上仙係長)	その2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約期間が切れたので、更新して貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。 〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。 以上のことから、計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。
議 長	NO2について、担当委員の補足説明をお願いします。
6 番 (安田委員)	番号2番ですが、先ほど議案第2号ででてきたところですが。内容は事務局の説明のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案のNO2については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO2について、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

暫時休憩します。

再開します。

NO3からNO13について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

その3、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、同じく字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

その3・4の〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号について

は記載のとおりです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成31年11月30日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、更新に伴う契約内容の変更であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号について記載のとおりです。

その6、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成28年11月30日までの1年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その7、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件



としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その8、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は、総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約内容を変更して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、更新に伴う契約内容の変更であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その9、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その10、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し

付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その11、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成30年6月5日までの2年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その12、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん外〇名、土地は、字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。

その13、利用権の設定等を受けるものは、同じく字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年6月6日から平成33年6月5日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できないので、貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

その12・13の〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所

有する農機具や労働力等からみて、全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、その3からその13について、計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長                    それでは、NO3からNO13について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

9番  
(高山委員)            3番の件ですけれども、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇さんの住宅の向かい側にある土地です。

続きまして4番の件ですけれども、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇さんの住宅の道路向かいにある土地です。よろしく願いいたします。

3番  
(向山委員)            番号5番ですけれども、内容は事務局の説明のとおりです。場所につきましては、先程2号議案で説明しました場所でございます。よろしく願いいたします。

15番  
(岩間委員)            番号6番ですけれども、〇〇〇さんと〇〇〇さんの件です。内容は事務局の説明どおりです。場所につきましては、先程言いましたけれども、畑につきましては、〇〇〇さんの住宅のまわりです。田につきましては、道路を挟んで真っ直ぐ山まで伸びている一角ですので、よろしく願いいたします。

2番  
(山田委員)            7番の件でございます。〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけれども、事務局の説明のとおりです。場所は〇〇の〇〇〇さんの横にあたるところでございます。よろしく願いいたします。

10番  
(西元委員)            8番でございますけれども、先程議案第2号で出た案件でございます。内容に関しましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

14番  
(小川委員)            番号9番、〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件でございます。先程2号議案で出てまいりました、契約の更新でございます。よろしく願いいたします。

5 番  
(中井委員)

番号10番の〇〇〇さんの土地でございますけれども、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所は〇〇から〇〇へ向かいは、〇〇の手前の〇〇のところの、道路を挟んで左右でございます。以上よろしくお願いたします。

12番  
(近藤委員)

11番の件です。〇〇〇さんと〇〇〇さんですけれども、場所につきましては、〇〇〇さんの裏手になります。再契約ということです。よろしくお願いたします。

10番  
(西元委員)

12番と13番に関してご説明いたします。内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、13番の〇〇〇さんですが、〇〇〇さんの住宅の裏にありまして、〇〇〇さんと〇〇〇の共有名義になっている中にある土地でございます。基本的には〇〇〇さんと〇〇〇さんの共有名義になっておりまして、その中に一部だけ〇〇から買われた土地が入っていらして、その土地が〇〇〇さん個人の名義になっています。場所ですけれども、三か所ありまして、〇〇〇さんの住宅の裏、〇〇を挟んだ向かい側、それと〇〇〇さん宅の裏手になりまして、山の裾に、沢の中ですが一段地、計三段地になります。よろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案のNO3からNO13については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO3からNO13について、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第9 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長)

平成28年5月10日付けで、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番〇〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長 日程第10 報告第2号新農業者年金農業者老齡年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長) 字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんの新農業者年金農業者老齡年金裁定請求書を、平成28年5月17日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 日程第11 報告第3号農業経営基盤強化促進法に基づく登記の囑託について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長) 平成28年4月6日公告の、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんへの所有権移転登記を平成28年5月20日に完了しました。

同じく平成28年4月6日公告の字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんへ、また、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんへの所有権移転登記を平成28年5月23日に完了しましたので報告いたします。

議 長 日程第12 報告第4号北海道四区選出国會議員要請活動について、日程第13 報告第5号北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について、関連がありますので一括して事務局より報告願います。

事務局  
(伊藤局長) 行政報告にもありますように、5月25日と26日に北海道四区選出国會議員要請活動と北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会に会長と出席してまいりました。はじめに北海道四区選出国會議員要請活動ですけれども、皆様のお手元に資料1として要望書をお配りさせていただいております。北海道後志の農業者が求める要望書ということで、大きく5点にわたって要望をいたしております。この中で蘭越町としても意見を申し上げさせていただいております。皆さんから意見をいただいた中で、役員会や幹事会で精査し、このような形になっていますので、後程お読みください。

続いて、北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会ですが、資料は1の2と1の3になります。北海道選出国會議員要請集会は、例年どおり星陵会館で、26日朝9時5分から

行われまして、与党の国会議員その後には野党の国会議員ということで要請をいたしてまいりました。北海道選出国会議員28名中、議員が19名、秘書7名の出席になっています。北海道からは186名の会長さんと事務局、役員が出席しております。要請書の中身としては、1点目に各地方連から寄せられた要望や意見に基づきまして、大きく6点にわたって要望いたしております。これはTPP協定にはじまりまして、農政の確立、地域の実態にそくした担い手への農地集積支援対策推進などございまして、農業委員会組織の体制強化という3点、合せて6点について要望しております。

また、国家戦略特区法による農地法特例措置と農地所有適格法人出資要件等に関する要請をしてきておりまして、農地法の特区限定といっても、将来的に広く各地区にこれが波及されては困ると、あくまでも特区だけに限定していただかないと困るということの趣旨での要請になっています。

それから、平成29年度農業関係税制改正に関する要望という事では、担い手への農地集積を図る措置としての、譲渡所得税特別控除額の大幅な引き上げ等、大きく3点にわたって要望しております。この中では、平成28年度末で切れる税制措置に対する要望もしておりまして、農業経営基盤強化準備金制度の恒久化と拡充ということでも要望いたしております。その中で私どものほうでは恒久化ということを要望させていただいたのですが、中には農地売買等事業を考慮して、最長10年とすることの適用期間の延長も要望として出てきていますので、今後の要望活動の参考にしていただければと考えます。また、全国農業委員会会長大会についてですが、資料1の3で農業委員会憲章（案）をお配りさせていただいておりますが、第1号議案といたしまして、全国農業委員会会長大会では、農業委員会法の改正等によりまして農業委員会憲章も新たにするという事で、私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。の前文に続き、5点にわたって新たな農業委員会憲章を議決されておりますので、ご報告をさせていただきます。また、この全国農業委員会会長大会に先立ちまして、第8回耕作放棄地発生防止対象活動の表彰もございまして、農林水産大臣賞に始まり、全国農業会議所会頭賞などありまして、北海道から農林水産大臣賞が選出されたのですが、株

式会社神門が表彰されておりますので、ご報告させていただきたいと思ひます。

議 長

局長のほうからご報告いただきました。特に四区選出の国会議員中村代議士との懇談ですけれども、たまたま中村代議士の近くに座ることができまして、いろいろと話させていただきましたけれども、今年の基盤整備、蘭越町全体的にどんどん入ってきていることも含めてですけれども、やはり補正予算はついているが、本予算が足りないという事で、中村代議士が頑張ってくれたと思うのですが、なかなかそれではあの金額では足りないという事で申し入れをしてきました。最終的には、今年の秋の補正予算がどういふ風になるか含めて、全体的に今消費税が延期されるということもございまして、どういふ形になるかわかりませんが、あれで足りないのかという言われ方をされましたので、足りないというものじゃありませんよと、とにかく期成会の中は、てんやわんやで基盤整備が進んでいかないという実態なので、もう少し頑張っていたきたいと話してきました。

先程、準備金の関係もありましたが、これも恒久化ということでございまして、中村代議士に頑張つて、とにかく延長してもらわないと農家が困るということも含めて、申し入れをしてきたところでございます。

全国農業委員会会長大会については、局長の報告のとおりです。資料も先程言われたとおり、局長のところと私のところにありますので、何か皆さんで見たいということがございましたら、申し出していただければ貸出したいと思つております。

皆さんの方で、何か、その他で、ご意見、ご質問がありましたら、お受けしたいと思ひますが。

全委員

ありません。

議 長

その他の報告を、事務局から説明をお願いします。  
以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第23回農業委員会総会を終了いたします。

午後 3 時 00 分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印